

どうぎんアプリ ことら税金払込サービス特約

第1条. (目的)

本特約は、株式会社北海道銀行（以下「当行」といいます）が提供するどうぎんアプリ（以下「アプリ」といいます）におけることら税金払込サービスの利用について定めるものです。ことら税金払込サービスを利用するにあたり、本特約およびどうぎんアプリ利用規定の最新版を確認のうえ、それらに同意する必要があります。なお、どうぎんアプリ利用規定と本特約との規定内容が異なる場合には、本特約の規定が適用されます。

第2条. (ことら税金払込サービス)

ことら税金払込サービスとは、利用者の端末機（高性能携帯端末と呼ばれるインターネットに接続および閲覧可能な当行所定のOSおよびブラウザを備えた端末（スマートフォンおよびタブレット端末等）を含みます。）にインストールされたアプリを利用して、利用者から特定徴収金（地方税法に規定する特定徴収金をいいます。以下同じです。）の収納または収納の委託（以下「収納委託」といいます。）を受け、利用者の指定する預金口座から引き落としした納付資金を地方税共同機構（以下「機構」といいます。）に対して納付または納入するサービスをいいます。

第3条. (対象利用者等)

1. ことら税金払込サービスは、次に掲げる要件を全て満たす預金口座の保有者のみが利用できるものとします。
 - ①国内居住者が開設した預金口座であること
 - ②普通預金であること
2. ことら税金払込サービスの1回当たりの納付金額につき、当行所定の上限額を設ける場合があります。

第4条. (納付委託の依頼)

1. 納付委託の依頼を行う場合は、当行が定める方法および操作手順に従ってください。
2. 納付委託の依頼を行う場合は、アプリを利用して、地方団体（都道府県、市町村および特別区をいいます。以下同じです。）が発行する納付書に印刷された地方税統一QRコードを読み取ってください。なお、読み取りの結果によっては、ことら税金払込サービスを利用できない場合があります。
3. 前項に基づくQRコードの読み取りによりアプリ上に納付情報が表示されますので、当該納付情報に誤りがないかを事前に確認のうえ、納付委託の依頼を行ってください。
4. 前項の納付情報および依頼内容について不備があったとしても、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

第5条. (契約の成立)

1. 納付委託に係る契約は、当行がコンピュータ・システムにより依頼内容を受け付けたときに成立するものとします。ただし、利用者の指定する預金口座から納付資金の引

落しができなかった場合は、当該納付委託に係る契約は当然に解除されるものとし
ます。

2. 前項により納付委託に係る契約が成立した場合、当行は、当該納付委託の内容をア
プリ上に表示するものとし、かかるアプリ上に表示とは別に、当該納付委託の内容の明
細を記載した受付書等の書面の発行はいたしません。

第6条. (機構への納付)

1. 納付委託に係る契約に基づき、当行は、機構が指定する日までに、利用者の指定する
預金口座から引き落としした納付資金を機構に納付または納入します。
2. 当行が前項に基づく納付または納入を行ったときは、前項に規定する納付委託に係る
契約が成立した日に、当該納付委託に係る特定徴収金の納付または納入がされたもの
とみなされます。

第7条. (取引内容の照会等)

特定徴収金の納付情報の内容や納入手続の結果その他特定徴収金の納入等に関する照会
については、納付先である地方団体に直接お問い合わせください。

第8条. (契約成立後の取扱い)

納付委託に係る契約が成立した後は、納付委託の依頼内容を変更すること又は依頼を取
りやめることはできません。ただし、納付先である地方団体からの連絡に基づき取り消さ
れる場合は、この限りではありません。

第9条. (通知・照会の連絡先)

1. ことら税金払込サービスについて利用者に通知または照会をする場合は、利用者の指
定する預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
2. 前項の場合において、連絡先の届出不備、誤入力または電話の不通等によって通知・
照会することができなくても、これによって生じた損害について、当行は責任を負い
ません。

第10条. (利用時間)

ことら税金払込サービスの利用時間は、当行が定める利用時間内とします。ただし、機
構の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用ができない場合がありま
す。

第11条. (免責規定等)

次の各号の事由によってことら税金払込サービスの利用ができない場合であっても、こ
れによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- (1)災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- (2)当行または金融機関若しくは資金移動業者の共同システムの運営体が相当の安全対策を
講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- (3)通信障害その他当行の責に帰すべき事由以外の理由により機構の管理するシステムが利
用できない場合

第12条. (譲渡、質入れの禁止)

ことら税金払込サービスに基づく利用者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

第13条. (預金規定等の適用)

ことら税金払込サービスに基づいて納付資金を利用者の指定する預金口座から引き落とす場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定等により取扱います。

第14条. (規定の変更)

本規定の各条項その他の条件は、民法 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定の方法により変更内容を周知することにより、変更できるものとします。この変更は、周知の際に規定する適用開始時から適用されるものとします。

(2023 年 4 月 12 日現在)